

「医療被ばく低減施設認定を取得しよう」

— 認定の意義について —

熊代 正行

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



本年度、厚生労働省内に医療放射線の適正管理に関する検討会が設置された。医療放射線の安全利用を推進する上で画期的なこととして評価したい。4月19日の第1回開催に続き、6月23日に2回目の検討会が開催された。本検討会は、放射線診療機器の急速な進歩に伴い、新たな放射性医薬品を用いた核医学治療が国内に導入される中、医療放射線の適正な管理を図るため、その運用に係る基準等について検討することを目的としている。新たな医療技術を踏まえた医療放射線の適正な管理の必要性から、関連する法令の整備や安全基準について検討するため、本会からも構成員を派遣している。

また時期を同じくして、4月16日に横浜で開催されたJ-RIME総会では、「最新の国内実態調査結果に基づく診断参考レベルの設定（診断参考レベル2015）」が平成27年6月7日にオールジャパンで設定されてから2年の経過に伴い、次の改定に向けて関連団体の協力の下、2015年版の認知度と施設への浸透度を調査していくことが提案された。本会としてもその調査に協力するとともに、これまで実施してきた「医療被ばく低減施設認定」の取得を推進することにより、その役割の一翼を担うものと思われ、認定の意義を改めて明確にしておきたい。

「医療被ばく低減施設」は、本会が医療被ばく低減に努めていると認定した施設であり、これまでに74施設が認定されている。患者のための医療被ばく低減目標値を定めた「医療被ばくガイドライン（診断参考レベル DRLs2015の公表を受けて）」に基づく、自己評価と現状調査が実施される。審査は、自己評価票と現状調査票により「書面審査」が実施され、一定の条件を満たした施設に対してサーベイヤーによる「訪問審査」が実施される。この審査結果と書面審査の分析結果を総合した評価により、「行為の正当化」と「放射線防護の最適化」をはじめ、研修や教育訓練などの病院職員に対する啓発や、診療放射線技師による検査・治療についての被ばく線量の患者説明等が適切に行われていること、患者の被ばく線量の把握・管理と医療被ばく低減に関する取り組み、また放射線関連装置の保守管理などが適切に行われていることなど、医療被ばく低減のための体制が整備された施設が「医療被ばく低減施設」として認定される。認定期間は認定日より5年間であり、「放射線管理士」や「放射線機器管理士」を中心に、記録や器械・プロテクターの点検、マニュアルの更新、定期的な線量測定などを続ける義務がある。

受審の意義は、第一に、安心できる放射線診療を国民に提供できる施設であると第三者機関に認定されることで、当該施設への地域からの評価が高まることである。第二に、放射線被ばくに対して市民への啓発を行い正しい放射線の知識を持っていただくことにより、放射線診療や診療放射線技師への信頼を高めることである。第三に、線量評価のみならず、各種検査における画質も含めた総合的な評価が実施されることにより、読影・診断に必要な適正な線量が設定されているかどうか、患者が必要以上に被ばくしていないかどうかなど、医療被ばくの適正化が図られることにある。第四に、これらを組織として取り組むことにより、組織内における放射線部門や診療放射線技師への評価を高め、診療放射線技師のスキルアップにつなげることである。

近年、患者から医療情報の開示や十分な説明が求められる中、放射線医療の分野においても例外なく、検査や医療被ばくに関して直接の行為者である診療放射線技師が説明の責任を負うことが義務と考える。安心できる放射線診療のために診療放射線技師に求められる責務として、医療被ばくのさらなる低減と防護の最適化を会員諸氏と共に推進していきたい。